

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第105号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月14日（日） 06時55分ごろ
発生場所	兵庫県明石市南二見南方沖 明石市所在の東播磨港二見南防波堤灯台から真方位220° 3, 500m付近 (概位 北緯34° 39.9′ 東経134° 51.7′)
事故等調査の経過	平成25年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート <sup>ま</sup> <sup>さ</sup> <sup>み</sup> MASAMI、5トン未満（長さ9.26m） 260-37027兵庫、有限会社安富工業 B モーターボート <sup>か</sup> <sup>ず</sup> <sup>き</sup> KAZUKI、5トン未満（長さ8.43m） 260-39196兵庫、有限会社ハルカワ
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首手すりに曲損 B 左舷外板上縁部に擦過傷、船尾スパンカー用マストに曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場を移動するため、船長Aが、操舵室右舷側の操縦席で椅子に腰を掛けて操船に当たり、船首方で東に船首を向けて釣りを行っているB船の後方に向かって南二見南方沖を西南西進した。 船長Aは、B船の船尾方を通過するつもりでいたが、B船との距離が約30mとなったとき、吸っていたたばこが床に落ちたので、減速し、下を向いてたばこを拾おうとしたところ、拾い上げるまで思ったより時間がかかり、顔を上げたところ、船首至近のB船に気付いたが、どうすることもできず、平成25年7月14日06時55分ごろ、南二見南方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、A船の船首部がB船に乗り揚げた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、南二見南方沖において、長さ約5m、重さ約50kgのチェーンを船尾から入れ、機関を中立とし、船首を東に向け、約0.5～0.7ノットの対地速力で東方に流されながら、釣りを行っていた。 船長Bは、右舷中央部で周囲を見ながら、たこ釣りを行っていたところ、左舷船首方からB船に向かって低速力で接近するA船に気付い

	<p>たものの、知り合いの船が用事があつて接近して来ているものと思い、釣りを続け、A船が約20mまで接近したので、危険を感じ、左舷側に移動して大声を出し、同乗者と共に右舷側に移動したとき、A船とB船が衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1 海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>B船は、音響信号装置として電子ホーンを備えていたが、船長Bは、A船がB船に用事があつて接近して来ているものと思い、電子ホーンを使用しなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、南二見南方沖を西南西進中、船長Aが、B船に接近している状態で落ちたたばこを拾っていたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南二見南方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、左舷船首方から接近するA船を認めたが、A船が用事があつてB船に接近して来るものと思い、釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、南二見南方沖において、A船が西南西進中、B船が漂泊して釣り中、船長AがB船に接近している状態で落ちたたばこを拾っており、また、船長BがA船が用事があつてB船に接近して来るものと思つて釣りを続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くに他船がいる状態において、見張りが継続できない場合は、船を停止すること。</li> <li>・自船に接近して来る他船を認め、危険を感じた場合は、装備している電子ホーン等を使用し、注意喚起を行うこと。</li> </ul>